最終更新日：2016年12月21日

株式会社イメージ ワン
代表取締役　高田　康廣
問合せ先：管理部
証券コード：2667
http://www.imageone.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの実現により、すべての株主・投資家の皆様から信頼される企業であることを目指しております。今後もさらに、株主・投資家の皆様への迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EBM Technologies, Inc.	364,900	7.73
日本証券金融株式会社	272,700	5.78
株式会社ＳＢＩ証券	111,200	2.36
住友生命保険相互会社	57,600	1.22
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	50,100	1.06
楽天証券株式会社	41,500	0.88
立花証券株式会社	26,500	0.56
高田　康治	26,000	0.55
三木　靖彦	25,600	0.54
内村　泰彰	22,400	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門として内部監査委員会を設置し、監査役会と緊密な連携を取りながら内部監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
諸我　徹	他の会社の出身者													
林　敦	公認会計士													
小高　正嗣	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
諸我　徹		―――	当社常勤監査役 企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。
林　敦	○	―――	公認会計士ならびに税理士法人の代表社員として培われた専門知識と経験を、当社の監査体制にいかしていただくために、社外監査役として選任し、また一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有しており、適任と判断したため、独立役員として指定いたしました。
小高　正嗣		―――	弁護士としての専門的な見識に基く助言を期待し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、株主総会での承認の範囲内で、経営環境・会社業績・個人業績を考慮し支給額を決定しております。
また、業績目標の達成ならびに企業価値の増大を目指すうえで、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として有償ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員に対し、業績目標の達成ならびに企業価値の増大を目指すうえで、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、業績達成条件付の有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年9月期 取締役報酬及び監査役報酬
・取締役 ： 27,000千円
・監査役 ： 10,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、毎月の取締役会に参加しております。
なお、社外監査役に対しては、取締役会の開催に際し、資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

a. 取締役・取締役会
当社は、取締役会を経営方針の最重要事項に関する意思決定機関、業務執行に係る事項の決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけています。
取締役の人数は平成28年12月21日現在4名であります。株主による選任の機会を増やすことで、取締役の責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役の任期は1年としております。
取締役会は毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
b. 執行役員制度
当社は、業務執行の迅速化と事業責任の明確化を図るため、平成18年11月より執行役員制度を導入しております。
c. 監査役・監査役会
当社は、監査役会制度を採用しており、現在、監査役3名（うち3名が会社法第2条第16号に定める社外監査役）により監査役会が構成されています。社外監査役については、外部の専門的立場から特にコーポレート・ガバナンスの実施強化について、アドバイスを期待しております。
また、原則毎月1回開催される監査役会において、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決定を行っています。なお、取締役会には原則として監査役全員が出席し、取締役の業務執行状況と経営の監視を行っております。
d. リスク管理委員会
当社は、経営リスクに関する重要事項の審議とリスク発生時の対応策を検討するため、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。
e. コンプライアンス委員会
当社は、コンプライアンス経営を維持・推進する機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。
f. 内部監査委員会
当社は、内部統制システムが有効に機能していることを監視するため、内部監査委員会を設置し、随時内部統制システムの監視及び有効性の評価を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、コーポレートガバナンス強化の観点から、全員が独立役員の資格要件を有する社外監査役3名による監査体制とし、一方で少数の経営執行を担う社内取締役により経営の機動性確保を志向する役員体制としていることから、現時点では当社は社外取締役を置くことが相当ではないものと判断しております。
当社といたしましては、コーポレートガバナンスに関する市場等の要請変化に前向きに対応してまいりますが、監査と経営執行の全体の役員体制見直しの中で取り組んでいく所存であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日が9月末日であるため、定時株主総会は毎年12月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、説明会資料、事業報告等について掲載しております。 URL: http://www.imageone.co.jp/company/ir/news.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部(担当役員1名、担当者1名)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス指針」において規定し、ホームページにて開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は　会社法第362条第４項第６号、及び会社法施行規則第100条第１項、同条第３項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役会設置会社として取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「ISMS関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

（4）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」がこれを行う。

（5）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役の指揮から独立した使用人を置くことができる。

（6）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

また、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査部門に調査を求めることができる。

（7）監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

（内部統制システム全般）

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

（重要な会議の開催状況）

取締役会を16回開催いたしました。取締役会には、常に社外監査役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査役会を17回、リスク管理委員会を8回開催しました。

（監査役の職務執行の状況）

監査役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査役会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

（反社会的勢力排除に対する取り組みの状況）

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本方針

当社は、反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、一切の利益供与を行わないことを基本方針としております。

（2）整備状況

上記の方針を「コンプライアンス指針」に明記し、全役職員に周知徹底を図るとともに、不測の事態に備え、警察や顧問弁護士などの外部専門機関と連携して対応する体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は株主・投資家の皆様をはじめとしたステークスホルダーへ、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めることを指針として定めております。

適時開示に係る社内体制としては、適時開示規則及び当社「インサイダー取引防止規程」に基づき、当社に係る重要な決定事項、発生事項及び決算に関する情報は、所管部署から管理部長に報告され、定時または臨時の取締役会決議の上、速やかに適時開示を行い、併せてHPにも掲載、情報の周知を図ることとしております。

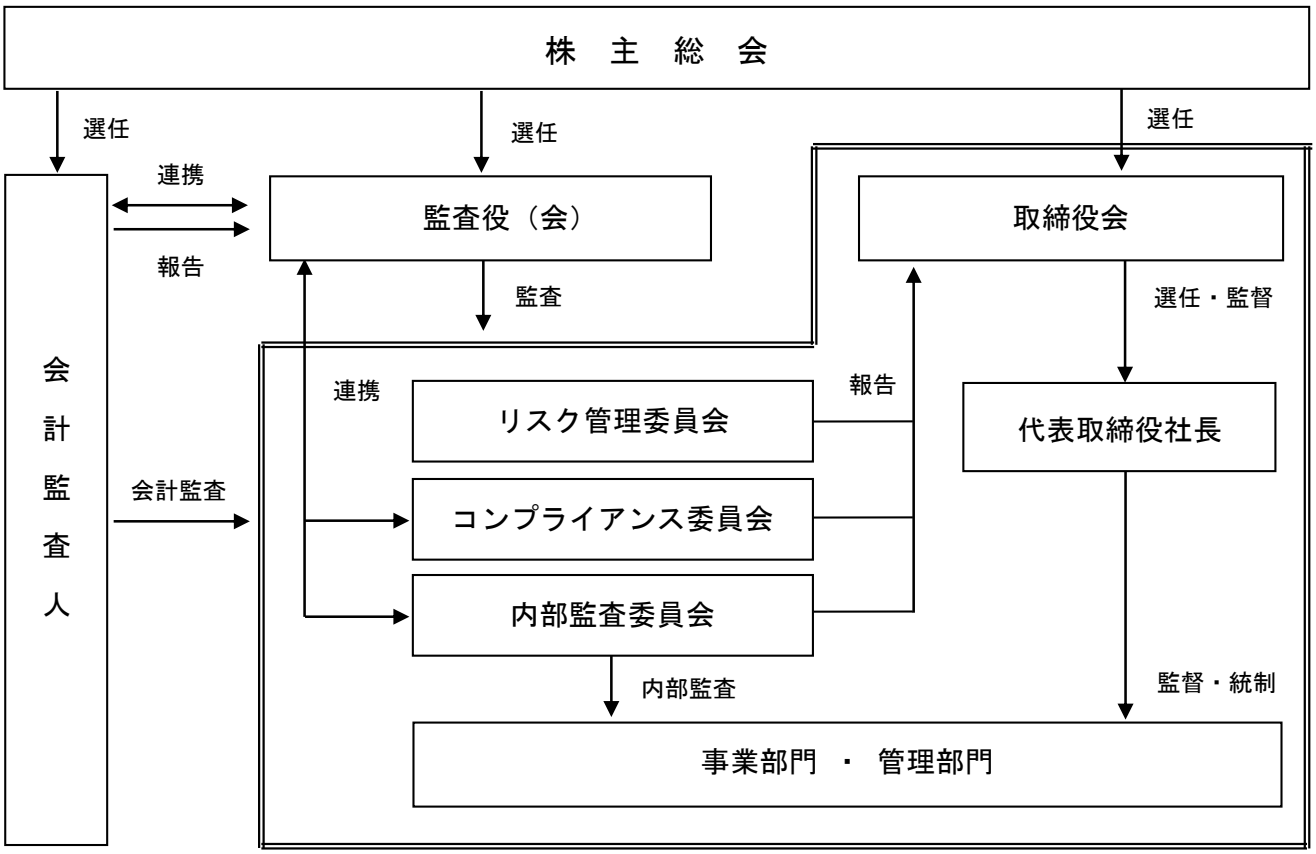
株　主　総　会
選任
選任
選任
連携
報告
監査役（会）
取締役会
監査
選任・監督
会
計
監
査
人
連携
リスク管理委員会
報告
代表取締役社長
会計監査
コンプライアンス委員会
内部監査委員会
内部監査
監督・統制
事業部門　・　管理部門